

川越市の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

川越市教育委員会

目 次

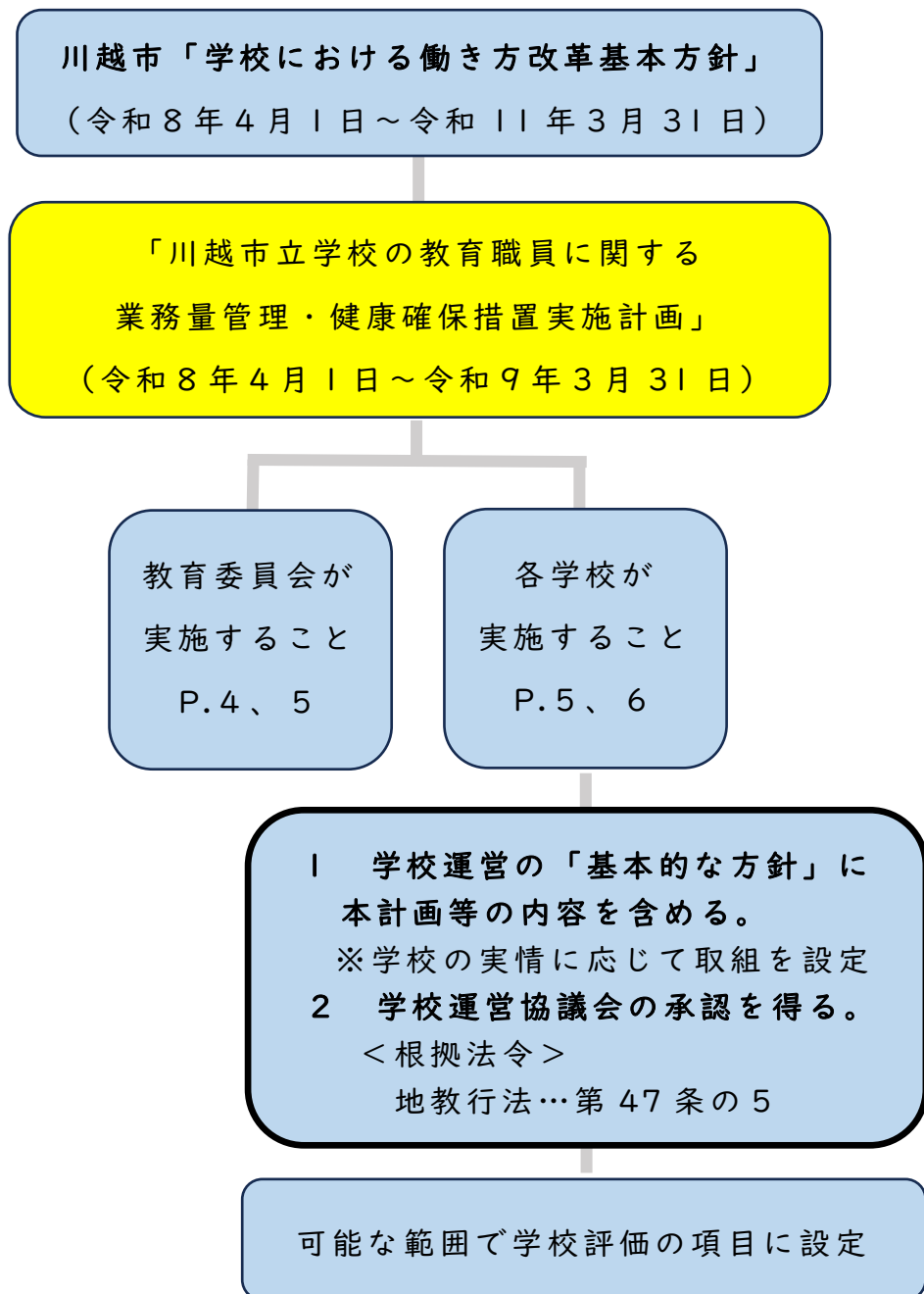
1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「川越市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という）を作成することで、働き方改革を進め、教育の質の維持向上に取り組んでいく。

(2) 全体像



(3) 本市の現状

本市では、令和２年３月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川越市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、令和５年４月に川越市「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という）を策定することで、本市の時間外在校等時間の縮減に向けた具体的な取り組みを行ってきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度時間外在校等時間の教職員の割合】

	月 45 時間以内	月 80 時間以内	年 360 時間以内
小学校	69.1%	99.3%	35.4%
中学校等	64.5%	96.4%	30.7%

時間外在校等時間が 45 時間以内の割合が少ない。また、令和７年度に実施した勤務実態調査の結果によると、授業を除いた平日１日の従事時間の長い業務内容として、小中学校ともに授業準備やその他事務（例えば、書類作成や学校徴収金収集事務等）の事務作業が挙げられる。中学校においては、部活動への従事時間が長い状況である。このことから、業務量の削減及び業務の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。

さらに、子供たちのために尽くす教職員がやりがいを感じながら、安心して働ける職場の実現を目指し、持続可能な働き方を追求していくことも必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

「基本方針」を踏まえ、本計画において目標を段階的に以下のとおり設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

① 月 80 時間以内の教職員の割合

目標	月 80 時間以内の教職員の割合を 100%		
年度	R 8	R 9	R 10
数値	98%	100%	100%

② 月 45 時間以内の教職員の割合

目標	月 45 時間以内の教職員の割合を 100%		
年度	R 8	R 9	R 10
数値	80%	90%	100%

③ 年 360 時間以内の教職員の割合

目標	年 360 時間以内の教職員の割合を 100%		
年度	R 8	R 9	R 10
数値	55%	80%	100%

(2) ウェルビーイングに関する目標

① 教職員の年次休暇の使用状況

目標	全ての校種で、年間の年次休暇の平均取得日数		
年度	R 8	R 9	R 10
数値	13 日以上	13.5 日以上	14 日以上

< 参考 > (令和 6 年)

・ 小学校 15.1 日、中学校 12.5 日、特別支援学校 11.4 日、
高等学校 12.7 日

② 教員の働き方に関する意識調査

目標	「教員が本来担うべき業務の時間の確保」、「健康を意識した働き方」、「負担感の減少」、「働きがい」の4項目の肯定的意識		
年度	R 8	R 9	R 10
数値	60%以上	65%以上	70%以上

<参考>（令和7年度）

- ・4項目の肯定的意識平均 55%

③ ストレスチェックによる高ストレス者の把握

目標	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合		
年度	R 8	R 9	R 10
数値	10%以下	5%以下	0%

<参考>（令和7年度）

- ・高ストレス者の割合 14%

3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(I) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金（集金）について、原則として学校が現金を取り扱わない体制を構築するため、引き続き業者などから情報収集を行うとともに、学校に対してアンケートを実施し、状況を把握する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域と学校の連携・協働を推進するために、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の配置等について、教育委員会内

で検討組織を立ち上げ、検討を進める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の部活動の地域展開を段階的に実現していく。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を拡充する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を8年度から段階的に設置していく。11年度までに全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促し、希望によって実施する。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 年次休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、在校時間記録システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導等を実施する。